

議案第42号

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>遺跡</u>の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>史跡公園の普及啓発及び情報発信</u>（知事が別に定めるものを除く。）に関する業務</p> <p>(3) <u>第3条に規定する事務</u>（前2号に掲げる事務を除く。）を補助する業務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 史跡公園においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>妻木晩田遺跡</u>の管理団体（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条の規定による指定を受けた団体をいう。以下「管理団体」という。）として行う管理及び復旧に関すること。</p> <p>(5) 略</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第5条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に史跡公園に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第3条に規定する事務</u>（前号に掲げる事務を除く。）を補助する業務</p>
--	---

(4) 第11条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務

のうち知事が別に定めるもの

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(3) 第11条の規定による使用料の徴収に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、史跡公園の管理に関する業務

のうち知事が別に定めるもの

(利用時間)

第8条 史跡公園の利用時間は、午前9時から午後5時まで（知事があらかじめ指定する日においては、午前9時から午後7時まで）とする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の利用時間を変更することができる。

3 知事は、第1項の規定により指定を行い、又は前項の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(利用の休止)

第9条 史跡公園の利用を休止する日（以下「利用休止日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 毎月第4月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同

じ。)である場合は、その直後の休日でない日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、史跡公園の全部又は一部について、臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせることができる。

3 知事は、前項の規定により臨時に利用を休止し、又は利用休止日に利用をさせるときは、あらかじめその旨を掲示する等して周知しなければならない。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 指定管理者は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用の許可)

第10条 史跡公園の施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1)～(3) 略

3 知事は、史跡公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(利用料金)

第11条 史跡公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(使用料の徴収)

第11条 利用許可を受けてする史跡公園の施設設備の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第12条 指定管理者は、次に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除するものとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に学習、研修、展示等の教育活動のために使用させるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか史跡公園の保存又は活用に資する効果が特に高いものとして知事が認めるものために使用させるとき。

(3) 国、地方公共団体において公用に供するために使用させるとき。

(4) 災害その他非常の事態において緊急やむを得ない理由により使用させるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか知事が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による減額若しくは免除の別又は減額の率は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号、第3号又は第4号の場合 免除

(2) 前項第2号又は第5号の場合 免除又は減額2分の1

(既納の使用料)

第13条 既に徴収した使用料は、還付しないものとする。ただし、利用許可を受けた者の責めに帰することができない事由によって当該許可を取り消したときは、この限りでない。

<p>(行為の制限等)</p> <p><u>第13条</u> 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>指定管理者</u>の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。</p> <p>(3) <u>指定管理者</u>の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>指定管理者</u>の許可を受けないで物品を販売すること。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第14条</u> <u>指定管理者</u>は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置</p>	<p>(行為の制限等)</p> <p><u>第14条</u> 史跡公園においては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>知事</u>の指定する場所以外の場所において喫煙し、又は火を使用すること。</p> <p>(3) <u>知事</u>の許可を受けないで竹木を伐採し、又は植物を採取すること。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>知事</u>の許可を受けないで物品を販売すること。</p> <p>(7)～(10) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>知事</u>は、第1項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、史跡公園への立入りを拒み、又は史跡公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>4 略</p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第15条</u> <u>知事</u>は、史跡公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、史跡公園を利用する者に対し、必要な措置を命ず</p>
--	--

を命ずることができる。

(許可の取消し)

第15条 指定管理者は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(規則への委任)

第16条 略

ることができる。

(許可の取消し)

第16条 知事は、利用許可又は行為許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可又は行為許可を取り消すことができる。

(1)～(5) 略

(権限の委任)

第17条 第8条から第10条まで及び第14条から第16条までに規定する知事の権限は、規則で定めるところにより所長に委任する。

(規則への委任)

第18条 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。